

○ 林業・木材産業循環成長対策交付金の配分基準の考え方(令和5年3月30日付け4林政経第901号林野庁林政部長通知)一部改正新旧
対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1 基本的考え方</p> <p>林業・木材産業循環成長対策交付金の配分に当たっては、以下の事項について算定された得点（ポイント）を基準として、計画主体（都道府県）ごとの施設費（森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の別表2の1の区分の欄の（1）循環型資源基盤整備強化対策のうち①間伐材生産、②路網整備・機能強化及び③省力・低コスト再造林対策を除く全てをいう。以下同じ。）、推進費（要綱の別表2の2の区分の欄の（1）森林整備地域活動支援対策を除く全て。以下同じ。）ごとに配分するものとする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>第4 達成状況評価結果、不用額等の配分額への反映</p> <p>1－（1）～2 （略）</p> <p>3 再造林への取組状況の配分額への反映</p> <p>都道府県ごとの年間再造林面積の伸び率を下表のとおり評価し、評価区分に応じた係数を<u>先進的な林業機械等の整備</u>における事業実施主体ごとに全体指標で算出された得点に乗じることとする。</p> <p>なお、年間再造林面積が100haに満たない場合は評価対象外とし、配分額への反映は行わない。</p> <p>（略）</p>	<p>第1 基本的考え方</p> <p>林業・木材産業循環成長対策交付金の配分に当たっては、以下の事項について算定された得点（ポイント）を基準として、計画主体（都道府県）ごとの施設費（森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）の別表2の1の区分の欄の（1）循環型資源基盤整備強化対策のうち①間伐材生産、②路網整備・機能強化及び③<u>低コスト再造林対策</u>を除く全てをいう。以下同じ。）、推進費（要綱の別表2の2の区分の欄の（1）森林整備地域活動支援対策を除く全て。以下同じ。）ごとに配分するものとする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>第4 達成状況評価結果、不用額等の配分額への反映</p> <p>1－（1）～2 （略）</p> <p>3 再造林への取組状況の配分額への反映</p> <p>都道府県ごとの年間再造林面積の伸び率を下表のとおり評価し、評価区分に応じた係数を<u>高性能林業機械の整備</u>における事業実施主体ごとに全体指標で算出された得点に乗じることとする。</p> <p>なお、年間再造林面積が100haに満たない場合は評価対象外とし、配分額への反映は行わない。</p> <p>（略）</p>

4 施業集約化への取組状況の配分額への反映

都道府県ごとの森林経営計画の作成率を下表のとおり評価し、評価区分に応じた係数を先進的な林業機械等の整備の素材生産型における事業実施主体ごと全体指標で算出された得点に乗ずることとする。

(略)

第6 その他

国が計画主体の進捗状況を把握した結果、計画変更や入札による差額等の費用が一定額以上発生していることが明らかで、交付金の執行が見込まれないことが確実となった場合は、必要に応じて各計画主体へ減額内示した上で、調整を行うこととする。調整の際には、年度当初に第2の規定に基づいて算定した得点により配分に至らなかった事業実施主体の最上位のものから優先的に配分することとする。

複数年度にわたる事業計画の2年目以降の事業については、優先的に配分するものとする。

4 施業集約化への取組状況の配分額への反映

都道府県ごとの森林経営計画の作成率を下表のとおり評価し、評価区分に応じた係数を高性能林業機械の整備の素材生産型における事業実施主体ごと全体指標で算出された得点に乗ずることとする。

(略)

第6 その他

国が計画主体の進捗状況を把握した結果、計画変更や入札による差額等の費用が一定額以上発生していることが明らかで、交付金の執行が見込まれないことが確実となった場合は、必要に応じて各計画主体へ減額内示した上で、調整を行うこととする。調整の際には、年度当初に第2の規定に基づいて算定した得点により配分に至らなかった事業実施主体の最上位のものから優先的に配分することとする。

別紙1 事業構想の「目標を定量化する指標」

事業構想の指標（計画主体ごと）

目標	指標		算定使用量	指標の定義
林業・木材産業の生産基盤強化 (<u>先進的な林業機械等の整備に係るもの</u>)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別紙1 事業構想の「目標を定量化する指標」

事業構想の指標（計画主体ごと）

目標	指標		算定使用量	指標の定義
林業・木材産業の生産基盤強化 (<u>高性能林業機械等の整備に係るもの</u>)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注1)～(注3) (略)
 (注4) 先進的な林業機械等の整備の実績把握の具体的な計算方法は、次のとおりとする。
 (略)
 (注5)～(注8) (略)

(注1)～(注3) (略)
 (注4) 高性能林業機械等の整備の実績把握の具体的な計算方法は、次のとおりとする。
 (略)
 (注5)～(注8) (略)

別紙2 全体指標と個別指標

別紙2 全体指標と個別指標

I 施設費 (ハード整備)
 1. 全体指標 (計画主体ごと)

I 施設費 (ハード整備)
 1. 全体指標 (計画主体ごと)

目標	指標		指標の定義
林業・木材産業の生産基盤強化 (<u>先進的な林業機械等</u> の整備に係るもの)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
林業・木材産業の生産基盤強化 (特用林産振興施設等の整備に係るもの)	(略)	(略)	(略)
林業・木材産業の生産基盤強化 (木造公共建築物等の整	(略)	(略)	事業実施初年度の前年度12月末までに都道府県が締結している数
		(略)	

目標	指標		指標の定義
林業・木材産業の生産基盤強化 (<u>高性能林業機械等</u> の整備に係るもの)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
林業・木材産業の生産基盤強化 (特用林産振興施設等の整備に係るもの)	(略)	(略)	(略)
林業・木材産業の生産基盤強化 (木造公共建築物等の整	(略)	(略)	事業実施年度の前年度12月末までに都道府県が締結している数
		(略)	

備に係るもの)			
林業・木材産業の生産基盤強化 (循環型資源基盤整備強化対策のうちコンテナ苗生産基盤施設等の整備に係るもの)	(略)	(略)	(略)

備に係るもの)			
林業・木材産業の生産基盤強化 (コンテナ苗生産基盤施設等の整備に係るもの)	(略)	(略)	(略)

2. 個別指標（事業実施主体ごと）

(1) 個別指標

メニュー	指 標		算定 使用量	指標の定義
先進的な林業機械等の整備	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木質バイオマス利用促進施設の整備	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	木質バイオマスエネルギー利用施設整備に係る木質資源利用ボイラー等の最大定格出力における低位発熱量によるエネルギー変換効率
(略)	(略)	(略)	(略)	

2. 個別指標（事業実施主体ごと）

(1) 個別指標

メニュー	指 標		算定 使用量	指標の定義
高性能林業機械等の整備	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木質バイオマス利用促進施設の整備	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	木質バイオマスエネルギー利用施設整備に係る木質資源利用ボイラー、ペレットストーブ等の最大定格出力における低位発熱量によるエネルギー変換効率
(略)	(略)	(略)	(略)	

		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
循環型資源 基盤整備 強化対策のうち コンテナ 苗生産基 盤施設等 の整備	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) - 1 国施策連携指標 (必須)

メニュー	指 標	指標の定義
先進的な林業 機械等の整備	(略)	森林経営管理法（平成30年法律第35号） <u>第36条第2項又は第44条第2項に基づき公表された民間事業者（効率的かつ安定的な経営管理を行う能力を有し、経理的な基礎を有する者）として登録されているかの有無、構想適合事業者としての位置付けの有無、経営管理実施権の設定の有無</u>
	(略)	(略)
	④林業技能士の育成	現場作業に従事する従業員に占める林業技能士（1級又は2級）の割合
	⑤～⑦ (略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

		(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
コンテナ 苗生産基 盤施設等 の整備	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) - 1 国施策連携指標 (必須)

メニュー	指 標	指標の定義
高性能林業機 械等の整備	(略)	森林経営管理法（平成30年法律第35号） <u>第36条2項に基づき公表された民間事業者（効率的かつ安定的な経営管理を行う能力を有し、経理的な基礎を有する者）として登録されているかの有無、経営管理実施権の設定の有無</u>
	(略)	(略)
	(新設)	(新設)
	④～⑥ (略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(略)	(略)		
循環型資源基盤整備強化対策のうちコンテナ苗生産基盤施設等の整備	(略)		

(略)	(略)		
コンテナ苗生産基盤施設等の整備	(略)		

(2) - 2 国施策誘導指標 (選択)

メニュー	指 標	指標の定義	
先進的な林業機械等の整備	(略)	(略)	
木材加工流通施設等の整備	選 択	ア. 地域全体で木材需要を拡大する取組	
		①木材製品の供給力強化に向けた工場間連携又は工場再編の取組	地域の複数の工場が連携して出荷する取組又は、複数の工場を廃止し新たな工場を整備する取組であること
		②川下事業者との木材製品の安定取引に向けた取組 (注16)	フラッグシップ輸出産地や輸出事業計画の認定を受けている、建築物木材利用推進協定を締結しているなど、川下事業者との木材製品の安定取引に関する取組であること
		③林業の持続性確保に資する取組	再生林の基金への参画、集約化構想に参加した事業者からの木材供給を受入れ、認証材の供給の実施など、林業の持続性確保に資する取組を実施していること
		イ. 重要な政策課題に対する取組	

(2) - 2 国施策誘導指標 (選択)

メニュー	指 標	指標の定義	
高性能林業機械等の整備	(略)	(略)	
木材加工流通施設等の整備	選 択	(新設)	
		(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
		(新設)	(新設)
		(新設)	

	<p>④JAS構造用製材の供給力強化の取組</p> <p>⑤横架材・2×4材など国産材利用が低位な品目を生産する取組</p> <p>⑥乾燥材の供給力強化の取組</p> <p>⑦大径材の利用促進への取組</p> <p>⑧急な需要動向の変化に対応する取組（注15）</p> <p>⑨原木輸送能力の強化の取組</p>	<p>JAS構造用製材の格付率又は出荷量若しくは入荷量を増加する取組であること</p> <p>生產品目のおおむね半数以上が横架材、2×4材、内装材等の板材であること</p> <p>木材乾燥機の導入により乾燥能力の強化を図る取組であること</p> <p>大径材利用拡大に資する施設整備に取り組んでいること</p> <p>災害時への対応を含めた急な需要動向の変化に対応し、ストック機能の強化を含む安定した木材製品等の供給体制を構築する取組であること</p> <p>原木輸送用トラックを導入して原木輸送能力を強化する取組であること</p>			<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
	ウ. 追加加点				(新設)	
	⑩木材安定供給確保事業の事業実施主体	木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）に基づく認定を受けた事業計画の実施主体であること			(新設)	(新設)
	⑪木材製造高度化計画認定事業実施主体	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第17条に基づく認定を受けていること			(新設)	(新設)
	⑫賃金引上げに関する取組	給与等支給額が対前年比で1.5%以上増加していること（注9）			(新設)	(新設)
	⑬次世代育成支援や女性活躍等	次世代育成支援対策促進法に基づく認定（プラチナくるみん認定企業、			(新設)	(新設)

		<u>に関する取組</u>	<u>くるみん認定企業又はトライくるみん認定企業)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(プラチナえるぼし認定企業又はえるぼし認定企業である。又は行動計画を策定していること)、パートナーシップ構築宣言を宣言していること(注11)(注12)</u>
	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	(削る。)
	(削る。)	(削る。)	(削る。)

		<u>①JAS構造用製材の供給力強化の取組</u>	<u>JAS構造用製材の格付率又は出荷量若しくは入荷量を増加する取組であること</u>
		<u>②乾燥材の供給力強化の取組</u>	<u>木材乾燥機の導入により乾燥能力の強化を図る取組であること</u>
		<u>③木材製品の供給力強化に向けた工場間連携又は工場再編の取組</u>	<u>地域の複数の工場が連携して出荷する取組又は、複数の工場を廃止し新たな工場を整備する取組であること</u>
		<u>④大径材の利用促進への取組</u>	<u>大径材利用拡大に資する施設整備に取り組んでいること</u>
		<u>⑤安定的な原木供給に資する取組</u>	<u>年間素材生産量が1万m³以上の素材生産事業者等と木材安定取引協定を締結していること</u>
		<u>⑥急な需要動向の変化に対応する取組(注15)</u>	<u>急な需要動向の変化に対応し、ストック機能の強化を含む安定した木材製品等の供給体制を構築する取組であること</u>
		<u>⑦川下事業者との木材製品の安定取引に関する協定締結の取組(注16)</u>	<u>川下事業者との木材製品の安定取引に関する協定を締結していること</u>
		<u>⑧木材安定供給確保事業の事業実施</u>	<u>木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号。</u>

(削る。)	(削る。)	
(削る。)	(削る。)	
(削る。)	(削る。)	
(削る。)	(削る。)	
(削る。)	(削る。)	
(削る。)	(削る。)	
(削る。)	(削る。)	
(削る。)	(削る。)	

主体	以下「木安法」という。)に基づく認定を受けた事業計画の実施主体であること
⑨林業の持続性確保に資する取組	再造林の推進に資する協定の締結や、森林認証材を取り扱っているなど、林業の持続性確保に資する取組を実施していること、もしくは団体及び民間企業が再造林に係る協力金等を積み立て助成する取組（基金及びそれに準ずる取組で、当該基金等の直近年度の再造林実績が1 ha以上）に直近年度に出資していること
⑩原木輸送能力の強化の取組	原木輸送用トラックを導入して原木輸送能力を強化する取組であること
⑪災害等の復興に関する施設整備（注13）	災害等の復興に関する取組であること
⑫サプライチェーン構想	サプライチェーン構想に基づく取組であること
⑬賃金引上げに関する取組	給与等支給額が対前年比で1.5%以上増加していること（注9）
⑭木材製造高度化計画認定事業実施主体	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第17条に基づく認定を受けていること
⑮輸出事業計画の取組	GFPに登録し、輸出事業計画の認定を受けていること（注14）
⑯建築物木材利用促進協定の締結	脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用

木質バイオマス利用促進施設の整備	(略)	(略)	(略)
	⑭枝葉・短尺材を利用する取組	(略)	(略)
	⑮次世代育成支援や女性活躍等に関する取組	次世代育成支援対策促進法に基づく認定（プラチナくるみん認定企業、くるみん認定企業又はトライくるみん認定企業）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（プラチナえるぼし認定企業又はえるぼし認定企業である。又は行動計画を策定していること）、パートナーシップ構築宣言を宣言していること（注11）（注12）	
(略)	(略)	(略)	(略)
木造公共建築物等の整備	(略)	(略)	(略)
	(略)	建築物の木材の50%以上を着工前年度に確保する計画であること	
	(略)	(略)	
循環型資源基盤整備強化対策のうちコンテナ苗生産基盤施設等の整備	(略)	(略)	(略)

II (略)

			の促進に関する法律第15条第1項に基づく建築物木材利用促進協定を締結していること
木質バイオマス利用促進施設の整備	(略)	(略)	(略)
	⑭枝葉・短尺材を利用する取組	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
木造公共建築物等の整備	(略)	(略)	(略)
	(略)	建築物の木材の50%以上を着工前年度に確保していること	
	(略)	(略)	
コンテナ苗生産基盤施設等の整備	(略)	(略)	(略)

II (略)

(注1)～(注9) (略)

(注10) 「障害者雇用を受入れていること」とは、1名以上の障害者を雇用（職場実習時間を除き、作業時間がおおむね延べ 960 時間で1名雇用とみなす。）していることをいう。

(注11) 「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定」については次のとおりとする。

① (略)

② 「くるみん認定」とは、次のアからエまでの認定をいう。

ア 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定

イ 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、ウ・エの認定を除く。）

ウ 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、エの認定を除く。）

エ 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚

(注1)～(注9) (略)

(注10) 「障害者雇用を受入れていること」とは、1名以上の障害者を雇用（職場実習時間を除き、作業時間が概ね延べ 960 時間で1名雇用とみなす。）していることをいう。

(注11) 「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定」については次のとおりとする。

① (略)

② 「くるみん認定」とは、次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定又は次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定及び次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定をいう。

生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定

③ 「トライくるみん認定」とは、次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定及び次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定をいう。

(注12)～(注15) (略)

(注16) 木材製品の安定取引協定については、木安法の事業者間の協定に準じ、品目、取扱量、期間(原則としておおむね5年)、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。

(注17)～(注26) (略)

③ 「トライくるみん認定」とは、次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定をいう。

(注12)～(注15) (略)

(注16) 木材製品の安定取引協定については、木安法の事業者間の協定に準じ、品目、取扱量、期間(原則として概ね5年)、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。

(注17)～(注26) (略)

別紙2-1 得点表

施設費(ハード整備)

1. 全体指標及び個別指標得点(計画主体ごと)

目標	全体指標得点	個別指標得点
林業・木材産業の生産基盤強化(先進的な林業機械等の整備に係るもの)	(略)	(略)
(略)		
(略)		
林業・木材産業の生産基盤強化(先進的な林業機械	(略)	(略)

別紙2-1 得点表

施設費(ハード整備)

1. 全体指標及び個別指標得点(計画主体ごと)

目標	全体指標得点	個別指標得点
林業・木材産業の生産基盤強化(高性能林業機械等の整備に係るもの)	(略)	(略)
(略)		
(略)		
林業・木材産業の生産基盤強化(高性能林業機械等	(略)	(略)

等の整備に係るもの)		
(略)		
(略)		

の整備に係るもの)		
(略)		
(略)		

(略)

(略)

目標	全体指標得点	個別指標得点
林業・木材産業の生産基盤強化(木造公共建築物等の整備に係るもの)	① 都道府県及び市町村が整備する低層公共建築物の木造率(直近3か年の木造率の平均 [%]) (略)	(略)
(略)	② 都道府県の建築物木材利用促進協定の締結数(事業実施初年度の前年度12月末までに都道府県が締結している数) (略)	(略)
(略)	③ 全体指標得点の補正率 都道府県面積(都道府県面積(国土地理院全国都道府県市区町村別面積調令和7年10月1日現在)から森林面積(林野庁計画課調べ令和4年3月31日現在)及び農地面積(令和6年耕地及び作付面積統計)を除いた面積)に占める防火地域と準防火地域(国土交通省都市計画現況調査令和6年3月31日現在)の合計面積の割合が 40%以上の都道府県 1.2 40%未満の都道府県 補正なし	(略)

目標	全体指標得点	個別指標得点
林業・木材産業の生産基盤強化(木造公共建築物等の整備に係るもの)	① 都道府県及び市町村が整備する低層公共建築物の木造率(R3、R4及びR5の木造率の平均 [%]) (略)	(略)
(略)	② 都道府県の建築物木材利用促進協定の締結数(事業実施年度の前年度12月末までに都道府県が締結している数) (略)	(略)
(略)	③ 全体指標得点の補正率 都道府県面積(都道府県面積(国土地理院全国都道府県市区町村別面積調令和6年7月1日現在)から森林面積(林野庁計画課調べ令和4年3月31日現在)及び農地面積(令和5年耕地及び作付面積統計)を除いた面積)に占める防火地域と準防火地域(国土交通省都市計画現況調査令和5年3月31日現在)の合計面積の割合が 40%以上の都道府県 1.2 40%未満の都道府県 補正なし	(略)

目標	全体指標得点	個別指標得点
林業・木材産業の生産基盤強化 (循環型資源基盤整備強化対策のうちコンテナ苗生産基盤施設等の整備に係るもの)	(略)	(略)
(略)		
(略)		

2. 国施策指標得点

(1) 国施策連携指標得点

1. に定めるポイントに加え、別紙2のIの2の(2)-1の国施策連携指標の先進的な林業機械等の整備については、以下の①から⑦までのポイントを加算するものとし、それ以外のメニューについては、⑥のポイントを加算するものとする。

国 施 策 連 携 指 標 得 点 の 内 容	
① 意欲と能力のある林業経営体（森林経営管理法第36条第2項又は同法44条第2項に基づき公表された民間事業者）への登録、構想適合事業者としての位置付け及び経営管理実施権の設定	
意欲と能力のある林業経営体に登録されている、かつ経営管理実施権の設定を受けている 3ポイント	
意欲と能力のある林業経営体に登録され構想適合事業者として位置付けられているが、経営管理実施権の設定を受けていない..... 2ポイント	
意欲と能力のある林業経営体に登録されているが、経営管理実施権の設定を受けていない 1ポイント	
意欲と能力のある林業経営体に登録されていない 0ポイント	
②・③ (略)	
④ 林業技能士の育成（現場作業に従事する従業員に占める林業技能士（1級又は2級）の割合）	
30%以上 1ポイント	
30%未満 0ポイント	
⑤～⑦ (略)	

(2) 国施策誘導指標得点

目標	全体指標得点	個別指標得点
林業・木材産業の生産基盤強化 (コンテナ苗生産基盤施設等の整備に係るもの)	(略)	(略)
(略)		
(略)		

2. 国施策指標得点

(1) 国施策連携指標得点

1. に定めるポイントに加え、別紙2のIの2の(2)-1の国施策連携指標の高性能林業機械等の整備については、以下の①～⑥のポイントを加算するものとし、それ以外のメニューについては、⑤のポイントを加算するものとする。

国 施 策 連 携 指 標 得 点 の 内 容	
① 意欲と能力のある林業経営体（森林経営管理法第36条第2項に基づき公表された民間事業者）への登録及び経営管理実施権の設定	
意欲と能力のある林業経営体に登録されている、かつ経営管理実施権の設定を受けている 2ポイント	
意欲と能力のある林業経営体に登録されているが、経営管理実施権の設定を受けていない 1ポイント	
意欲と能力のある林業経営体に登録されていない 0ポイント	
②・③ (略)	
(新設)	
④～⑥ (略)	

(2) 国施策誘導指標得点

1. に定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。

国 施 策 誘 導 指 標 得 点 の 内 容	
(略)	
注1) 木材加工流通施設等の整備については、①～③については4ポイント、④～⑨については2ポイント、⑩～⑬については1ポイントを加算できるものとする。	
注2) 木質バイオマス利用促進施設の整備については、①～⑥についてはいずれか1つ以上を満たす場合2ポイント、⑦については6ポイント、⑧～⑫についてはそれぞれ2ポイント、⑬、⑮については1ポイント、⑭については4ポイントを加算できるものとする。	
注3) (略)	

3. 都道府県優先得点

1. 及び2. に定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。

都 道 府 県 優 先 得 点 の 内 容	
(略)	
注1) ・注2) (略)	
注3) 先進的な林業機械等の整備に係る要領第6の2の(2)の直近の達成状況報告において、災害等のやむを得ない事情を除き、次年度以降の目標達成の見通しが無いと判断された事業のあった都道府県については、先進的な林業機械等の整備における個別事業に加点できないものとする。	

別紙3 林業・木材産業循環成長対策交付金ポイント表
(森林整備・林業等振興推進交付金)

<共通>

評価内容	ポイント
1 経営管理実施権の設定等	
経営管理実施権の設定等をしているか。	
① 経営管理実施権を設定している。	4
② 経営管理権を設定している。	3
③ 集約化構想を作成している。	2
④ 意向調査を実施している。	1
⑤ 上記のいずれもしていない。	0
(略)	

1. に定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。

国 施 策 誘 導 指 標 得 点 の 内 容	
(略)	
(新設)	
注1) 木質バイオマス利用促進施設の整備については、①～⑥についてはいずれか1つ以上を満たす場合2ポイント、⑦については6ポイント、⑧～⑫についてはそれぞれ2ポイント、⑬については1ポイント、⑭については4ポイントを加算できるものとする。	
注2) (略)	

3. 都道府県優先得点

1. 及び2. に定めるポイントに加え、以下の場合はポイントを加算できるものとする。

都 道 府 県 優 先 得 点 の 内 容	
(略)	
注1) ・注2) (略)	
注3) 高性能林業機械等の整備に係る要領第6の2の(2)の直近の達成状況報告において、災害等のやむを得ない事情を除き、次年度以降の目標達成の見通しが無いと判断された事業のあった都道府県については、高性能林業機械等整備における個別事業に加点できないものとする。	

別紙3 林業・木材産業循環成長対策交付金ポイント表
(森林整備・林業等振興推進交付金)

<共通>

評価内容	ポイント
1 経営管理実施権の設定等	
経営管理実施権の設定等をしているか。	
① 経営管理実施権を設定している。	3
② 経営管理権を設定している。	2
(新設)	(新設)
③ 意向調査を実施している。	1
④ 上記のいずれもしていない。	0
(略)	

(略)

< 林業経営体の育成 >

評価内容	ポイント	
1 雇用環境の改善		
(略)	(略)	(略)
現場作業に従事する従業員に月給制を導入しているか。	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
林業技能士の育成	各事業体	各事業体の
① 現場作業に従事する従業員に占める林業技能士 (1級又は2級)の割合が30%以上である。	1	ポイント の平均値と
② 現場作業に従事する従業員に占める林業技能士 (1級又は2級)の割合が30%未満である。	0	する。
(略)	(略)	(略)
2 (略)		
3 (略)		

(略)

附 則

この通知は、令和8年4月7日から施行する。

(略)

< 林業経営体の育成 >

評価内容	ポイント	
1 雇用環境の改善		
(略)	(略)	(略)
現場作業に従事する従業員に月給制を導入しているか。	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	
(略)	(略)	(略)
2 (略)		
3 (略)		

(略)